

佐賀県訓令甲第6号

本 庁  
現 地 機 関  
労働委員会事務局

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(保健福祉事務所処務規程等の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「旅行」の次に「又は時間外勤務」を加える。

- (1) 保健福祉事務所処務規程(平成18年佐賀県訓令甲第5号)第2条第1項第2号
- (2) 佐賀県衛生薬業センター処務規程(昭和37年佐賀県訓令甲第10号)第2条第1項第2号
- (3) 佐賀県立虹の松原学園処務規程(昭和32年佐賀県訓令甲第29号)第3条第1項第2号
- (4) 佐賀県窯業技術センター処務規程(昭和30年佐賀県訓令甲第32号)第6条第1項第2号
- (5) 佐賀県林業試験場処務規程(昭和50年佐賀県訓令甲第5号)第6条第1項第2号
- (6) 佐賀県土木事務所処務規程(昭和29年佐賀県訓令甲第19号)第3条第1項第2号

(佐賀県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第2条 佐賀県労働委員会事務局処務規程(昭和26年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(専決処理事項) 第9条 事務局長は次の事項(次項の規定により課長が専決することができる事項を除く。)を専決することができる。 (1) 略 (2) 所属職員の出張に関する事 (3)~(5) 略 2・3 略	(専決処理事項) 第9条 事務局長は次の事項(次項の規定により課長が専決することができる事項を除く。)を専決することができる。 (1) 略 (2) 所属職員の出張及び時間外勤務に関する事 (3)~(5) 略 2・3 略

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。